

第4回大阪弁護士会市民会議議事概要

1. 日 時 平成18年12月4日(月)午後2時04分～午後5時09分

2. 場 所 大阪弁護士会館 11階1107・1108会議室

3. 出席者(敬称略・順不同=20名)

議長 大國 美智子

副議長 阿部 昌樹

委員 飯田 秀男 野呂 雅之 総山 哲男

齋藤 洋一 西村 貞一

大阪弁護士会

会長 小寺 一矢

副会長 齋藤 ともよ 新谷 充則 田積 司

岡田 康夫

企画調査室長 松葉 知幸

司法改革推進本部市民会議対応バックアップ部会

部会長 小野 範夫

委員 岩崎 雅己 島尾 恵理 瀬川 武生

刑事弁護委員会

委員 山口 健一

広報委員会

副委員長 増市 徹

秘書課長 田村 一幸

4. 配布資料

資料27 レジюме「刑事弁護人の仕事 - 和歌山カレー毒物混入事件を担当して」山口
健一弁護士

資料28 「O.J. シンプソンはなぜ無罪になったか」四宮啓(現代人文社)

資料29 「あなたの不安に答える 弁護士からのアドバイス/一般用」(被疑者への差し
入れ用パンフレット)

資料30 「あなたの不安に答える 弁護士からのアドバイス/少年用」(被疑者への差し

入れ用パンフレット)

資料 31 「当番弁護士ハンドブック」(弁護士用)

資料 32 「私選弁護人紹介 当番弁護士制度」

資料 33 「大阪府犯罪被害者等支援のための取り組み指針 素案(概要)」

資料 34 「大阪府犯罪被害者等支援のための取り組み指針<素案>」

資料 35 「犯罪被害者等支援に取り組む関係機関」

資料 36 「ひとりで悩んでいませんか」

資料 37 「『犯罪被害者週間』国民のつどい 大阪大会 チラシ」

議 事

1 開会

2 市民会議委員の自己紹介

大國議長

総山委員は今回が初めての御出席ですので、自己紹介をお願いします。

総山委員

大阪府政策企画部長の総山でございます。過去3回、すべて議会の日程とぶつかっておりましたので、欠席させていただいて誠に申しわけございません。

政策企画部は、4つの室を抱えております。知事の日程周り等を所管する秘書室と、公聴部門を抱える広報室、それから、人口減少における大阪府政のありようといった議論を進めておる企画室という計画づくりに携わる担当セクションと、もう一つは、府民の人権が尊重された府域をつくっていくということで、人権室を抱えてございます。

行政の立場でございますのでどんな発言ができるか分かりませんが、よろしくお願い申し上げますとさせていただきます。(拍手)

2 議事録署名者指名

大國議長

今回は飯田さんと総山さんをお願いしたいと存じます。

3 審議テーマ

(1) 刑事弁護一般について

山口健一弁護士の説明

刑事弁護人の仕事ということでお話をさせていただこうと思って参りました。

今の刑事裁判制度では、警察と検察が総力を挙げて集めてきた証拠を検察官が独占し、その中から有罪にするための証拠を出してくる仕組みになっています。弁護人は、証拠を洗いざらい見て行って、それで正に一点の曇りもなく有罪と認定できるのかどうかということについて吟味をしていく。そして、1個1個の証拠について少しでも疑問があれば、裁判所に対して、疑問があるということを使う、それが弁護人の仕事だと思っております。

その証拠は本当に法律の手續にのっとって収集された証拠なのかどうかということも問題になります。その最も王道と言われるのが自白です。「おまえが犯人だろう」「いや、私は違います」というやりとりが、私はやっていないという事件では少なくとも23日間、朝から晩まで繰り返されます。その中で「私がやりました」と言うと、それを聞いた人は、やってもいない事件をやったと言うはずがないじゃないかと考えます。

本当に自ら告白をして、私が悪かったという真摯な気持ちで、外からの何の圧力もなしにした自白を証拠に使うのは当然だと思えます。しかし、本当にそれが自らの真意でしゃべった自白なのか、そうでないのかということは外から見て分かりません。調書を見ても全然分かりません。

黙秘権が保障されているのは、自白が無理やりに言わされ、冤罪の温床になってきた歴史があるからです。

警察調書には「黙秘権を告げて話を聞いた」と書いてありますが、実際に告げているかどうかは怪しいし、取調べは「何で黙ってるんや。はよしゃべらんかい」というふうになります。何日も黙っていると、「おまえのとお母さんも泣いてるで」といってお母さんを連れてきたりします。

そんなふうにして、本人がしゃべりたくないということを使わせてとった自白は、違法な手續でとられた証拠の一つです。

近代刑事訴訟法は、適正な手續で証拠が収集され、黙秘権が十分に尊重され、そして警察が出してきた証拠の1個1個について吟味された結果、どの証拠から見てもこ

の人がやったことはほぼ間違いないという確信を裁判官が持ったときに有罪と判断をする流れなのです。

21年から裁判員制度が始まります。検察がそろえてきた証拠がこの人を有罪にするについて一点の曇りもないほどきちんとした証拠なのか、そこを判断するのが裁判員です。そして、本当にそうなのかということについて、こんな点からも証拠を吟味してほしいと言うのが弁護人の役割だと考えています。

私が一番言いたかったのは、証拠がなかったら無罪だということです。証拠がそろわなかったけれどもその人が犯人なのかも分かりません。しかし、「証拠はそろわなけれども、あなたがやったことはほぼ間違いないだろうから死刑にします」といってあの世に送ってしまって、後から真犯人が現れてごめんなさいというような裁判は絶対にしてはならないんだというところから、証拠がそろわないから有罪にはできないという手続をつくってきたんです。

齋藤委員

弁護士の方々は立証の手續論に終始されて、そこに不備があるとそれは証拠にはならないという決めつけをなさっているように感じます。

検事であった方がやめられて直ちに弁護士になって全く反対の立場をとられる方もいらっしゃるし、弁護士から裁判官におなりになるルートができたということも聞いていますが、そうすると、手續論だけに終始しているのは本心からそうであるのかなという疑念を抱きます。

証拠の上では問題があるけれども、この人は本当はやっているんじゃないかということを感じることもあり得ると思うんです。そういうときに、弁護士の方々はその後どういう態度をとるのかという疑問を抱きました。

それから、無罪判決がおりた後に、本当はやっていたということが後から分かったという事件を聞きますが、そういうときに弁護士の方々はどのような姿勢をとられるのかということは弁護士としての本質論と職業人としての言動に矛盾齟齬を感じることはないのか、感じた時、どの様に行動するのかということです。

山口弁護士

検察官がおやめになって弁護人になられたら全然違うことを言っているというのはそのとおりだと思いますし、そうでないとおかしいと思います。それぞれの役割が

あると思うんです。検察官は、一点の疑いもなく有罪が立証できるだけの証拠を集めて、その人に刑を下すだけの裁判をしてもらうというのが仕事です。弁護人の仕事は、検察官は本当に有罪にできるだけのものを全部そろえたのかを検証することです。そして、検察官がこの証拠はこういう評価なんですよと言うのと、弁護人が反対側から見ればこんな面もあるじゃないですかと言うのを聞いて、それで犯罪の立証ができたのかを見るのが裁判官だと思うんです。

被告人から「実は私がやりました」と言われる場合があります。そのときに、「自分で裁判官や捜査官に言いなさい」と言うということが1つあります。それで、私が言います、あるいは、私は言いにくいので先生から言ってくださいという場合はいいんです。

厄介なのは、どう考えても検察官の言うことに曇りがあるとは思えない、100%有罪になるよというときに、「先生、実はそうなんです。でも、私がやったとは絶対言わないでくれ」と言われたときです。

今の弁護士会の規定では、弁護人が被告人から「私はやったけれども、やったとは言わないでくれ」と言われたら、言うことはできない仕組みになっています。言うと懲戒という問題が起こってきます。では、弁護人はどうするかというのは永遠のテーマで、弁護士会で論争してきているんですが、一つの選択は、その時点で辞任することです。もう一つは、そのまま弁護を続けるという選択です。無罪、無罪と頑張ってきた弁護士が突然やめれば、世の中の人たちは、「おれがやったと聞かされてやめたんだらう」と想像するでしょう。特にそういうことに敏感なのは裁判官です。そうすると、途中でやめたことが被告人に不利益に働くことになりますから、弁護人としてそれをやっていいかどうかという議論があります。

もう一つ、いったん裁判で無罪になった人に対して、「実はあの人がやっていたんじゃないか」と世の中の人たちは言い、後から「自分でやった」と言ったとしても、本当にその人が犯人なのかどうかは調べようがない。万一、無罪になった人が本当は犯人で、それだけの証拠が全部そろったとしても、その時点では証拠がそろわなかったわけですから無罪にするのは当たり前で、無罪にしないといけないと考えています。その時点で証拠もそろっていないのに有罪にしてしまうとすれば、刑事裁判は意味をなさなくなってしまうんです。

齋藤委員

今のお話の最後のところの、その時点では証拠がそろわなかったとおっしゃるのは、やはり手続法ですよ。真実は別でしょう？

山口弁護士

無罪とは証拠がなかったなのでその人を犯人にはできなかったということで、無実とはその人は本当にシロで別に犯人がいること。正にこの人がやっているのかいないのかという真実を発見することは私たちにはできない。それをやっていくとすれば本当に心の中をのぞかないといけないし、心の中がのぞけないとすれば、外から強制的な圧力を加えて言わせなければいけない。拷問も含めて外から強制的な圧力を加えて言わせた「やりました」という言葉が真実ならそれは一つの方法なのかも分かりませんが、そうではない場合のほうが多いだろう。

西村委員

裁判官も検事も弁護人も、真実を追求するという気持ちは絶対必要なんじゃないかと感じます。今のお話を聞いていると、手続論だけになってしまうんじゃないか、証拠が100%正しいかどうかということだけになってしまうんじゃないかという感じがします。

100%正しい無謬無欠の証拠ということになったら、たとえDNA鑑定でもペケになってしまうと思います。100%というのはどこまでをもって100と言うのか。99%なら100%に近いんじゃないかなと思ってしまいます。

小寺会長

それは合理的な疑いですね。アメリカでは beyond a reasonable doubt と言うんですが、それを超えるか超えないか。だから、100%までは言っていないんじゃないですか。

西村委員

DNA鑑定が証拠として使えるかどうかということは、日本ではまだはっきりしてないじゃないですか。科学が非常に進歩してきて99.99%ぐらいまでは正しくなったよというもので、証拠として取り上げられない裁判というのは、世間常識から考えると間違いないのになという気がします。

山口弁護士

DNA鑑定については、裁判所によってはかなり正確なものとして採用する場合は当然あり得ると思います。

科学的鑑定というのはいろんな意味で検証しなければいけませんけれども、今後客観的な証拠として刑事裁判で大きな意味を持つてくると思います。

野呂委員

刑事裁判は真実発見の場だと言われますが、刑事裁判というのは捜査能力対弁護能力の戦いの場だと思います。ただし、検察側がはるかに膨大な証拠を抱えて、それを恣意的に出したり隠したりするので、弁護側は不利な状況で闘わざるを得ない。裁判員制度になれば、裁判員に対しての説得力、合理的疑いをどう納得させるかという、弁護士にとって非常に能力を問われる厳しい時代が来ると思います。

合理的疑いというところですが、証拠というのはリバーシブルのジグソーパズルで、表裏に絵があるものだと思います。連綿と続いている証拠を1つずつ裏返していくと全然違う絵になると思うんです。だから、1つの証拠を単独に見るのではなくて、その隣の証拠とどうつながっているのかを見ることしかできないのではないかと思います。

甲山事件のときに、何年も前に見たのに、先生がどちらの手でドアのノブを開けて出たと園児が証言する調書を見たりしたんですけれども、こんなの覚えているわけがない。しかし、その手がどっちだったかということを経験で問われれば、分からないと言うことはできない。精密司法などという言葉があるので、検察側にとってみれば1つの証拠が崩れれば正にアリの一穴でその裁判が全部崩れてしまうおそれがあるということで、無理やり調書をつくってきていると思います。余りにもぎりぎりとし過ぎて、逆に非常に不自然なんですね。ただ、不自然なまでもやらないと、今の裁判所は有罪にしないという恐れを検察が持っていると思うんです。

そういう刑事裁判のあり方というのは根本的な問題だと思います。もっと本質を見るような裁判ができないのか。

山口弁護士

裁判員裁判が始まると審理時間がすごく制限され、今みたいに膨大な証拠を出していたら裁判は成り立たないと思うんです。本当に厳選された証拠をどう吟味するかというところに刑事裁判が変わってくるだろうと思います。検察も立証をかなりきちんとやらないといけないうらうし、弁護側も厳選された主張と証拠の提出が義務づけられてくるだろうと思います。

飯田委員

一般市民から見れば、刑事裁判は身近ではない。しかし、その情報はサスペンスドラマとお昼のワイドショーで注がれるように出てくるので、刑事裁判はこうあるべしという固定観念に近いようなことになっているんじゃないかなと思います。

裁判所は、真実を明らかにするところであるという思い込みがあるんですね。真実が何かということと、被疑者、被告人が有罪か無罪かということとは違うレベルの話なんだけれども、そこが混同して理解されているのが今の状況ではないかと思います。それで言うと、3年以内に裁判員制度が始まるんですが、刑事裁判は何のためにやるのかということが理解されないと、そこに行って何を判断するのか分からないということになってしまわないかと思います。

裁判員制度がどのように行われるのかというのは極めて重要な問題で、今想定されている仕組みは極めて不十分ではないか。例えば、検察が集めた証拠は全部開示されて当然だと思うんですが、そうではないということが当たり前になっていたり、あるいは取調室の状況が今は密室状態ですが、それが可視化されるのか、どういうふうに可視化されるのかということもはっきり分かっていない。そういう過程で、調書を見て、あるいは公判での尋問で判断するというのが、どこまで真実に迫れるのか疑問です。

認山委員

先生のお話の中で1つだけすっと自分の中に入らない部分があります。

本人がやったんだと自白したときに弁護士は、辞任するか、あるいは辞任は被告人の不利益になるので避けるという部分が本当にそうなのかなと。

本当に罪を犯しておるのであれば、それはきちっと償ってもらわないかんのと違うかなと。

小寺会長

そこはちょっと誤解があると思います。つまり、被告人が実は私がやっていますと言った場合には、辞任するという前に、やっぱりあなたはあなたの口から言うべきじゃないですかとすすめるのが弁護人としての務めです。ただ、それでも本人は言わないというときに、弁護士は言えないということなんです。

山口弁護士

どうしても絶対におれは言わないと言われたとき、弁護士としては続けるか辞任するかという選択しか残ってこない。では、やめることによって、本人が自白したので

はないかと予測されるようなときに辞任することが果たして弁護士に許されるのか。

極論ですけれども、それが本人がやったと言わなければ無罪になるかも分からない事件だとして、弁護士がそのまま続けることによって真犯人を取り逃がすことになるわけです。ただ、証拠がそろっていないんだから、本人がやりましたと言うのを弁護士が言わずに無罪になった場合に、弁護人が責められるのかということ、私はそうではないと思います。それは弁護士の役割じゃないし、それを弁護士がやり始めると、捜査も弁護も区別がつかなくなってしまって、無実の人が真犯人にされて刑場に送られるという時代にまた戻ってしまう。

野呂委員

それは、あたかも刑事裁判の場が真実発見の場であるなんていうまやかしを言っているからだと思うんです。例えば本当に真実発見の場であるなら、辞任することによって真実を発見する機会を与えるという選択もあるじゃないですか。

飯田委員

野呂さんの言われた真実を発見する場ではないというのには、僕は違和感があります。そうであったとしても、いかに真実に近づくかというやり方を考え出すといいですか、どうやったら真実に近づくのかということでもって合意をとるという仕組みではないと。

野呂委員

私は真実発見の場でなくてよいと言っているのではなくて、現実を言っているわけです。現実の刑事裁判は今、真実発見の場にはなっていません。しかしあたかも市民には真実発見の場であるように思わせてしまっているんです。市民の感覚と法曹三者のプロの感覚が全く違う、それが問題なのです。

阿部副議長

私は、むしろ裁判官、検察官が、法廷は真実発見の場であるという考え方に過剰にとらわれているんじゃないかと感じることがあるんです。法曹三者と市民の感覚が違うという部分も確かにあるかもしれませんが、我が国の場合には、精密司法という発想が正にそれに当たるわけですが、法廷ですべての真実を解明しなければならないという過剰な役割を裁判官は担っているし、検察側もそこまで証明しなければならないという過剰な役割を背負い込んでいる部分もあると思うんです。そういう意味では、法曹三者も含めて、そこまで真実は解明できないんだという開き直りが必要な

のかなと思います。

野呂委員

今阿部先生がおっしゃるのは僕もそのとおりだと思います。

法曹三者がそこで開き直って、国民、市民が考えている真実の発見の場などというものはどだい無理と言ってしまうと刑事裁判は瓦解しますけれども、刑事裁判とはどういうものなのかということをもっと分かりやすく説明できないのか。聖域化せずにきちんと言わなければいけないと思います。

阿部副議長

これはO・J・シンプソンの事件のときにアメリカであった話なんですけれども、O・Jは無罪になった、それでは誰がやったんだという話になるんです。市民感覚としてという話になりますと、世間を震撼させるような凶悪な事件が誰が犯人か分からないままで終わってしまうということに我々は耐えていけるかどうかということが非常に大きな問題としてあります。刑事裁判の理念からすると、無実の人が有罪にならなくてよかったと喜ばなければいけないはずなのですが、そうした理念と現実の市民感覚とのアンバランスをどうやって解消したらいいんだろうかということが、解決不能な問題としてあるように思います。

西村委員

社会的ストレスのもとになってしまうかもしれないですね。

山口弁護士

弁護士会が今度職務基本規程をつくり直したんですが、そのときにも刑事裁判の中に真実義務はあるのかということで論争になったんです。最終的には、刑事事件においては、真実を発見することは弁護士に課せられた義務ではないという意見になりました。

真実義務があるから本人にしゃべらせる、検察がしゃべらせられないので弁護人がしゃべらせるというのは、弁護人も捜査をしるということなんです。しかし、弁護人には捜査権限はありませんし、刑事事件に関する真実義務があるとすれば、証拠の隠滅をしないとか、捜査の妨害をしないという消極的な真実義務だと結論づけられたんです。

松葉企画調査室長

私が研修所時代に習った刑事弁護の有名な先生の話なんですけれども、その人はク

リスチャンでしたので、真実が分かるのは神様だけですと。自白ですら、誰かをかばっているかもしれない。本当のことは人間には分からないというのがまず基本理解としてあるべきだ、人間が真実を知るためにつくったルールによって得られたものを人間は真実とせざるを得ない立場ですと。

訴追側の検察官は、権限を持っているわけです。そこで、チェック・アンド・バランスを働かせて手続にきちっとのせた上で得られるのが、人間の得られる最善の真実と考えなければいけないんです。それぞれの役割を十分に果たすことがこの制度をきちっと機能させることだし、人間が過去の失敗に学んでつくってきた知恵なんですよと。

本人ですら、途中で認めるような話をする場合があります。昔やった選挙違反の事件で、勾留されているうちに、本人がお金をもらって配りましたと認めました。にもかかわらず、その後、捜査のほうが、それだとはつじつまが合わないということで、やっぱりやっていないということになった。本人は、私が最初言ったとおりだったんですと言ったけれども、では、あのとき私に認めたのは何だったのということを私自身経験したことがあるのです。それぐらい分からないんだということを前提に始めて、その上で最善を尽くすための制度として理解しないといけない。そこまで知恵を一生懸命働かせてつくってきた刑事裁判の制度を、マスコミが、あれは無罪ではあっても無実ではないんだという論調で書くとすれば、これは刑事裁判の本質的なところをつぶしている話になります。

野呂委員

かつてはそういうこともあったかもしれないけれども、今はそういうことはありません。無罪になった人について、しかし彼はやっぱり真犯人じゃないかという報道は今ではあり得ないと思います。

ただ、テレビのワイドショーなどは犯人視報道がますますひどくなっていると思います。ですから、マスコミ批判をされるときには、テレビと新聞を分けて批判すべきです。週刊誌、テレビ、新聞と分けて批判してくれたら真っ向から受けますが、みんな一緒に「マスコミ」と批判されるのは適格ではないと思います。

西村委員

松葉さんがおっしゃったようなあたりを世間一般の人が理解して見ているならいいんですけども、そうではない点が一番問題だと思います。

松葉企画調査室長

もう一つつけ加えると、皆さんは被害者であることを想定してしか刑事裁判を見ません。逮捕されたり、被疑者になったり、疑われる立場になるということはこれっぽっちも考えずに問題を見ますので、そこではおのずと結論ありきなんです。

大國議長

まだまだ議論は尽きないと思いますけれども、今日は総山さんより別の資料をいただいておりますので、それにも時間を割きたいと思います。

(2)犯罪被害者支援

総山委員

犯罪被害者の取り組みについて御報告をさせていただきたいと思います。

昭和 49 年に三菱重工のビルの爆破事件があり、死者 8 人、負傷者 380 人ということで非常に大きな社会問題になりまして、昭和 55 年に、無差別な事件の犯罪被害者に給付金を出そうという法律ができました。その後、犯罪被害者に対しては、さまざまな面でケアが要るということで、平成 16 年 12 月に犯罪被害者等基本法が成立し、国で基本計画を 17 年 12 月に策定したという状況になってございます。

犯罪の状況ですが、全国ベースでピークが平成 14 年 285 万件、残念ながら、我が大阪府は平成 13 年 32 万 7,000 件と、全国の 1 割強でございます。人口当たりの比でいいますと、大阪府の人口は全国の 7 % 弱でございますが、それに比べて犯罪の状況が大きいというのが現状でございます。最近では 24 万件、25 万件と下がっておりますけれども、まだまだそれだけの犯罪があり、うち凶悪犯が 1,500 件もあります。

次に、全国では人口 10 万人当たりの犯罪率は 1,786、うち凶悪犯が 9 でございますが、大阪府は犯罪率が人口 10 万人当たり 2,800、凶悪犯に巻き込まれるのも 18 ということでございます。

アンケート調査の結果、約 9 割の人が犯罪被害に遭うのではないかと不安に感じており、8 割の人が犯罪被害者の権利が守られてないと答えている状況でございます。

事件直後にどんな援助、ケアが要るのかについては、例えばカウンセリングや、その日泊まる場所が必要だとか、そういったことが出ております。

そういったことを受けまして、取り急ぎ大阪府の既存のツールをまとめようということで、18 年 4 月に犯罪被害者支援グループというのをつくりました。これは全国唯

一の組織だと聞いております。

それから、具体的な関連施策例として、こころの健康総合センターという府の組織、あるいはDVに対応しますドーンセンター、犯罪被害に遭われた方をその場所から隔離せないかんという場合の府営住宅への優先入居等がございます。

同時に、広報、啓発、教育、人材養成等、弁護士会にも御協力、御理解いただきましてさまざまな取り組みを進めております。先般12月1日には、「『犯罪被害者週間』国民の集い大阪大会」を実施いたしました。取り急ぎ取り組み指針の素案をつくりまして、これを確定するという作業を現在進めております。

次の問題意識としましては、市町村側にもさまざまな相談、ケアの体制がございますので、各市町村を巻き込んでいきたいと考えております。

もう一点が、地域で支えていただくということでございます。行政でやるにはどうしても限界がございますので、地域での支えができますように、広報、啓発、教育、人材養成等の取り組みを進めております。

府下にはNPO法人のアドボカシーセンターというものがございます。犯罪被害者の方が、例えば裁判所に1人では行きにくい、だれかに付き添っていただいて裁判を傍聴したいといったときに、こういったNPO法人がボランティア活動を行っております。これは全国的にもかなり進んだ取り組みだと聞いております。

小寺会長

被害者基本法と基本計画に基づいて、自治体も国もかなり真剣にやっておられるのですけれども、我々に関することとしては、刑事手続への関与拡充ということがあるんです。法制審議会では、犯罪被害者が刑事裁判にどう関与するかということで、一つは、刑事裁判の中で、3回ぐらいの簡易なやり方で民事の判決もしてしまうという制度を取り入れることを主張されています。それから、刑事裁判の法廷で、被害者あるいは遺族を検事の横に座らせ、場合によっては、被告人、証人に対する質問、審問を認めなさい、検事とは別に求刑もできますよ、ということが提案されているんです。

野呂委員

これまで国及び行政機関などが犯罪被害者に寄り添ってこなかったもので、これからは寄り添おうということはいいいことなんですけれども、法廷で被害者に尋問させるというのはやっぱり公正な裁判を担保できないんじゃないか。犯罪被害者支援をより手厚くするというのはいいいんですけれども、それとはまたちょっと違うのではないか。

西村委員

10回裁判があるうちの1回か2回ぐらい出て行って、質問しはるのかなと思っていたんですけども、毎回ずっとというのはしんどいですな。

阿部副議長

被害者支援では今、修復的司法という言葉が言われています。その修復にはいろいろな意味があるんですが、その1つは、被害者と加害者との関係を修復していくという意味です。これは実は昔から行われてきたことで、民事で和解して決着がつけば刑事で執行猶予がついたりということで、刑事と民事は結構連動してきたんです。ただ、刑事裁判というのは国の刑罰権がきちんと行使されているかどうかをチェックする仕組みなんだというふうに話を純化してしまうと、そこに被害者が入ってくる余地はなく、被害者と加害者の関係は別でしょうということになってくるわけです。ところが、被害者と加害者との関係にかかわる問題と、国と被告人との関係にかかわる問題とを一緒にうまくやっていけるのではないかという発想がここのところ強くなってきているんです。

本当に一緒にうまくできるのかどうか、全く違うものを一緒にしてしまうと両方おかしくなってしまうのではないかという議論も一方ではあるわけですけども、これまで被害者の回復が経済的にも精神的にも困難であった、その困難さを是正するために、もちろん一方で大阪府さんの試みのような形で行政が支援するということもあるんですけども、司法にも被害者の経済的、精神的な回復を支援する仕組みを組み込んでいくべきなのではないかという議論がここ数年出てきておりまして、そういう流れの行き着くところが、今言われているような刑事手続の中で損害賠償までやってしまっただけで、経済的回復の迅速化を極端なところまで推し進めていこうという発想なんです。

忍山委員

私が入手しております資料によれば、閣議決定されました基本計画で258の施策の項目を挙げて、それぞれが検討していくと。その中で、法務省が担当して損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討が、損害回復、経済的支援等への取り組みの1つの大きな柱となっております。

その次が精神的・身体的被害の回復、防止への取り組みで、これが先ほど説明させていただいた、我々が持っているツール、手段を被害者の方のケアに適用しようとい

うことであります。

3つ目が、刑事手続への関与拡充への取り組みで、この中で、犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度の検討及び施策の実施ということが今議論されている部分だと思えます。

あと、支援等のための体制整備への取り組みあるいは国民の理解の増進と配慮、協力の確保への取り組みということで、関係省庁がそれぞれ持っているツールなり手段を使いながら、基本計画に基づいて具体的な取り組みを進めようとしております。

飯田委員

被告人が有罪たる合理的な疑いは一点もないというふうに判断できるかどうかということを審議する場所に、被告人を厳罰に処すべしということで被害者は来るわけですから、公平な裁判とは言えないんじゃないかなと僕は思います。

民事と刑事の関係がよく分からないんですけど、刑事の証拠なり供述なりが民事に今は援用できないんですか。

山口弁護士

犯人だとして捕まって裁判を受けている人に対して、被害者側は民事裁判を起こせるんですが、刑事裁判が確定しないとその記録はそのままは使えないという制度になっています。

それだとお金がかかるし、時間もかかるじゃないかという意見がある一方で、刑事裁判の中に民事裁判を持ち込むと、よく挙げられる例が、自宅に火をつけて燃えたという事件です。民事も一緒にやるとすると、今の起訴状は家1軒燃やしたと書かれているだけなんですけど、家1件燃やして、その中の家財道具が幾ら燃えて、回復に幾らかかるということも全部捜査側が調べて、それも裁判でやらないといけないことになるんです。

それから、刑事の裁判が終わってから民事裁判をするわけですがけれども、そのときには弁護士はいないわけです。

刑事裁判で有罪だと思っている裁判官がその審議をするという問題点もあります。刑事では無罪になったのに、民事裁判では有罪になったということもありますので、そこら辺の兼ね合いを考えていくとどうなのかなというのが一方の反対意見としてあります。

野呂委員

民事と連動というのは、複雑になるかもしれないけれども、運用次第で被害者の回復を速やかにする可能性は担保できますよね。

山口弁護士

一番問題にされているのは、それで刑事裁判がゆがめられませんかということなんです。被害の回復というところに重点が置かれてしまうと、国家の刑罰権が正しく行使されているかという刑事裁判の本質がどうなるのか。

被告人質問権の導入を進める側から言うと、自分の気持ちを被告人にぶつける機会を被害者に保障していいじゃないかという意見。一方では、それをやり始めると、国家が刑罰を独占してどうするかを決めるということで取り上げた昔の仇討ちを法廷ですることになるんじゃないかという意見があります。

そこを認めると、次に来るのが、どんな理由で起訴をするのか。例えば傷害致死なのか殺人なのかを決めるときに被害者に関与させるかどうかという議論です。被害者からすると、交通事故で死んでしまったのも、実は殺人なんだと。被害者の気持ちとしてはそうなると思うんですが、国家の刑罰権との関係でどこまで被害者に関与させるべきなのかという議論につながっていくんです。

今は、大きな事件では傍聴席を確保するようになっていまして、最終段階で、意見陳述といって検察官を介して裁判所に文書を出して、それを読み上げるというところまでは現実に行われています。

阿部副議長

請求すれば書面も全部コピーしてもらえますね。

山口弁護士

意見陳述をすること自体にも、賛否両論あったんです。被害者の気持ちは警察、検察の中で十分聞かれているじゃないかという意見がある一方で、検察、警察は何も聞いてくれてない、だから私は置いてけぼりなんだという声があって、今はそんな形になったんです。

今度、裁判員裁判になると、被告人の立場が強調されて厳罰化につながらないかという心配をする人たちもいます。裁判員はみんなちゃんと見ているんだから、被害者が騒いでもちゃんと理性的な判断をするよという反対意見もあったりして、日弁連でもまだ議論になっているんです。

野呂委員

被害者が質問できるようになると、裁判員の目の前で、被害者が泣きながら追及するわけですから、これが量刑に影響するのは仕方ないと思うけれども、事実認定にも影響してくると思うんです。無罪かもしれないと思っていた裁判員が、その泣く姿を見て一気に有罪に傾くおそれがある。

例えば事実認定が終わって有罪か無罪かを決めた後、量刑の段階になって関与できるということならばと思うんです。しかし、それが無理となると、事実認定に余りにも大きい影響を与えるなど感じています。

ただ、被害者をこの社会が余りにもないがしろにし過ぎた。警察もそうだし、検察もそうだし、弁護士の方々も被害者に寄り添うより被告人に寄り添う時間のほうが長かったと思うんです。

それと今、メディアの側から被害者の話を聞くときの窓口は警察になるんです。これはとんでもない話です。被疑者も警察が握り、被害者の窓口も警察がやっているということを許してはいけないと思うんだけど、現実には被害者も警察を頼っていくんです。

山口弁護士

被害の回復や精神的なケアがかなり不十分で、何とかしなきゃいけないという意見は大きいんですが、その不十分どころが刑事手続に参加することによって十分になるのかという議論なんです。

飯田委員

それは全く次元の違う話じゃないんでしょうか。

山口弁護士

全く次元が違うんだという意見と、自分の子供を殺された親が被告人に詰問するのは当たり前だろう、これまで余りにもないがしろにされてきたじゃないかという意見とあるんです。

野呂委員

弁護士会には被害者当番弁護士というのはないんですね。

岡田副会長

当番弁護士制度ではないですが、犯罪被害者 110 番は、やってますよ。

小寺会長

弁護士として受任の仕方は難しいんです。弁護士が行くことによって、かえって被

害者や遺族の心を傷つけてしてしまうこともあるんです。弁護士の余り得意やなかった分野です。メンタルケアのできる素養を持った方でないと二次被害を出してしまいますからね。

飯田委員

被害者の関係者を必ず法廷に座らせることを義務化するという発想はないんですか。

山口弁護士

それはないです。求めれば座れるという権利として設定するという事なので。被害者によっては行きたくないという人もいると思うんです。

小寺会長

こういうシステムができて、実際はそういう方のほうが多いかもしれない。逆に、だからこそ、法廷に座り続けるという人はそういう人、わかりやすくいえば法廷でも発言できる声の大きい人になりがち。この制度が裁判員法廷に持ち込まれたら、刑事法廷はどうなるのでしょうか。非常に心配しています。

齋藤委員

経済的な破綻がない限りは、むしろ時間がかかったほうが心のケアになることがありますね。先ほどおっしゃったように、刑事と民事がすぐ終わってしまうと、遺族はむしろその後の生きがいを感じなくなることがありますね。時が心の負担を解決してくれる。

阿部副議長

アメリカでは、加害者と向かい合うという過程を経ることによって本当に許せるんだという議論もあるんです。全く向かい合うことなしに、しかも情報も全然提供されないと、何があったか分からないから許すに許せない。だから、とにかく一回は向かい合わせて、対立して罵倒し合うというプロセスを経た後に、初めて本当の意味で許せるようになるんだという。

大國議長

でも、向かい合うということを法廷でやらなきゃならないかという問題があると思います。別の場面もあり得るのではないかと。今日認山さんからお話くださった相談場面で調停のような形でやっていくとか、いろんな方法があるのに、なぜ一足飛びに法廷に持ち込んできたかということが1点と、人間ですから、そういう場面ではど

うしても感情論に走りやすいという点を非常に心配します。

飯田委員

テレビ報道で被害者の遺族などにインタビューされていることがありますが、そういう中では、亡くなった人には確かめようがないので唯一の当事者である被告人に聞きたいと。厳罰に処すべしということとは別に、何があったのかを知りたい、その情報がどこにもないがために、そういうことが明らかにされるであろう法廷に行きたいという気持ちは分からなくてもいいです。だけど、それを法廷に限る必要がどこにあるのか、それとは別個の手段が今まで講じられなかったがためにそこに持ち込むというのも何か違う話のような気がします。

忍山委員

法廷という場以外で加害者と被害者がというスキームでもあれば、その中で議論できるんじゃないかな。

(3) 次回日程とテーマについて

大國議長

今回は3月19日で、テーマについては、ホームレス問題、時間が余れば裁判員制度にもちょっと触れて、継続でやっていただくということにさせていただいたらどうでしょうか。

大國議長

それでは、本日の会議は終わらせていただきたいと思います。